政策カルテ

1 政策の位置づけと日標

1. 政策の	位置	主管課 都市計画課						
政策の柱	V 都市のさまざまな活動を支える都市基盤の機能と質を高めるために		取組の 基本方向	「機能的で魅力のある都市空間を形成する」ため、調和のとれたまちをつくるための「地域特性に応じた土地利用の推進」、各地域の機能・役割の明確化と機能連携・補完のための「都市機能の適正配置と機能間連携の推進」、機能性が高くコンパクトなまちをつくるための「地域特性を生かした魅力ある拠点の形成」、都市の快適性の向上のための「緑と憩いの拠点づくりの推進」、良好な景観形成のための「都市景観の保全・創出」に、重点的に取り組みます。				
政策名	1	1 機能的で魅力のある都市空間を形成する	政策目標	市内のそれぞれの地域が,その特性に応じた個性や魅力,都市機能を備え,コンパクトで調和のとれた都市空間が形成されています。				

2. 政策を取り巻く環境と進捗状況

0	国・県等 の動向	国においては、平成21年12月に「社会資本整備総合交付金」の創設を閣議決定し、地方分権改革の進展により、地方に裁量の幅を持たせた「総合的な交付金制度」が創設された。また、県においても、平成21年10月に「とちぎ未来開拓プログラム」が策定され、県財源の健全化が図られている。	2	優先して力を入れていく 95 今後も力を入れていく ことが求められる領域 90 ことが求められる領域 85 80		政策指標(単位)		H19:基準	H20	H21	H22	H23	H24:目標	進捗状 況 (%)
① 政策 を 取			市民意識	要 0 5 10 15 20 60 25 30 35 40 45 50 見直し・効率化が 第点的な取組が一段落	③ 政 策 の	指標① (総合計画に基づく 指標)	快適さ・便利さなどを備えた, 魅力のある都市環境が整ってきていると感じている市民の割合	30.8	31.5	34.0			44.0	77.3%
り巻く環境	外部意見	平成21年度第3回定例会「都市基盤整備調査特別委員会の調査報告」において、魅力ある拠点の創出及び地域拠点のネッワークの強化、都市拠点の活性化における市街地再開発事業あり方などの視点から、「高齢社会・人口減少社会における市基盤整備について」及び「宇都宮駅東・中心市街地の活性に向けた都市整備について」提言がなされた。	調査結果の策に関す	求められる領域 ▲ 55 したと考えられる領域 50 to 1	進 捗 状況	指標②								
- 32	その他		邹 🔻	【凡例】1.土地利用の推進 ◆ 5.都市景観 ★ 2.都市機能の適正配置 ▲ 3.拠点の形成 ◆ 4.緑と憩いの拠点づくり ■		指標③								

3. 政策の評価

	成果が見られる点	政策指標が前年度の31.5ポイントから2.5ポイント上昇し、土地区画整理事業の整備面積が前年度から25.5ha増大、市街地再開発事業も計画どおり進捗しているなど、政策全体として着実に進んでいる。特に、「緑と憩いの拠点づくりの推進」については、河内総合運動公園整備事業の早期完了等、計画的かつ積極的な取り組みにより、施策の目標値を達成することができた。		総論	本政策は、都市の持続的な発展が可能となるよう機能的で魅力のある都市空間を形成するために、第2次都市計画マスタープランに基づき、ネットワーク型コンパクトシティの実現化に向けて、「地域特性を生かした魅力ある拠点の形成」及び「緑と憩いの拠点づくりの推進」をさらに、推進していく必要がある。
④ 現状と 課題の 分析	改善の必要な点	「地域特性に応じた土地利用の推進」、「都市機能の適正配置と機能間連携の推進」及び「地域特性を生かした魅力ある拠点の形成」については、進捗状況が8割以上であるにもかかわらず、市民意識の満足度が低いことから、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の推進に引き続き、取り組む必要がある。また、「緑と憩いの拠点づくりの推進」については、市民ニーズを十分に把握しながら、公園整備のあり方や適正な公園配置等に取り組む必要がある。「都市景観の保全・創出」については、景観形成重点地区等の指定拡大に向け、市民及び事業者の都市景観意識の高揚を図る必要がある。	取組方針	重点施策	市全体の発展を牽引する中心市街地の活性化は、機能的で魅力ある都市空間の形成やネットワーク型コンパクトシティの実現に必要不可欠であるため、「地域特性を生かした魅力ある拠点の形成」については、宇都宮駅周辺等の市街地再開発事業及び小幡・清住地区の土地区画整理事業を積極的に推進する。また、「緑と憩いの拠点づくりの推進」については、ワークショップ等を実施し、公園整備や公園のリニューアルに取り組むとともに、バランスのある公園配置の推進に努める。「都市景観の保全・創出」については、地元住民や事業者との協働により、景観形成重点地区の指定に向けた取り組みを進める。

4. 政策を構成する施策一覧

No		施策名	施策(の 達 成 状	沈				市民	の意識
	No.		施 策 の 指 標(上段:総合計画に基づく指標) (下段:その他の指標)	H19:基準	H21	H24:目標	進捗状況	施策の二次評価	満足度	重要度
			利用の推進 地区計画導入地区数(地区)		21	24	87.5%	地区計画の導入及び地籍調査事業は、持続可能な連携・集約型都市の実現に向け、 的で魅力ある都市空間の形成を図っていくために効果的であり、その必要性も高い 総論 た、今後も計画的・効率的な事業の執行を図り、地域特性に応じた土地利用を推進 ためにも、地区計画の導入地区の増加及び地籍調査事業の調査面積の拡大が必要で る。	まする。	50.40/
	1]]	1031特性に心じた土地利用の推進		19				地籍調査事業は、市民生活や公共事業に有効活用が図られる事業であることから、 重点事業 の進捗に合わせて市民ニーズも高まることが想定されるため、今後も計画的に推進 とともに、更なる調査区域の拡大を図っていく。	▶耒∥	53.1%
								見直し事業 地区計画の導入に向けた説明会を実施するに当たり、積極的な地元住民の協力を得法を検討する。	3方	

様式3

13	八 3									
		土地区画整理事業の推進率(整備面積:ha)	1,895,20	1,961.39	2,128.60	92.1%	総請侖	各地域の機能や役割を明確化にし、拠点の都市機能の質や機能性を高めるために、今後 も、市民や関係者の理解や協力を得ながら、国庫補助制度を積極的に活用し、計画的に 事業を執行していくとともに、事業効果の早期実現に向け、事業を進めていく必要があ る。	19.3%	
	都市機能の適正配置と機能間連携 の推進	都市計画道路の整備率	62.7	66.2	66.2	100.0%	業。重点	ネットワーク型コンパクトシティの実現に向け、さまざまな都市機能を有した拠点が適正に配置され、機能的で魅力のある都市空間の形成が必要である。そのためにも、市街地再開発事業や宇都宮駅周辺地区及び小幡・清住地区など土地区画整理事業による拠点形成や都市計画道路の整備などによる機能間連携を推進していく。		54.6%
							見直し事業	機能的で魅力ある都市空間を形成するために、市街地再開発事業や土地区画整理事業を推進しているが、ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けて機能間連携の推進を強化する必要がある。		
		人口集中地区(DID)人口(人)	377,045	377,045	390,000	96.7%	糸公言帝 参巡言帝	一部の事業において遅延がみられるものの、単年度においてはおおむね目標どおりの事業の達成が図られている。しかしながら、市民意識調査において満足度が低いという評価が得られている。魅力ある都市拠点や地域拠点の形成を推進するためには、既存の社会資本ストックを充分に活用し、民間事業を導入しながら公益性の高い機能の集約を図ることが有効であることから、引続き、国庫補助事業等を積極的に活用し、併せて民間プロジェクトの誘導や支援を行いながら多様な魅力を備えた拠点の形成に取組み、市民満足度の向上に努めていく。		55.9%
3	地域特性を生かした魅力ある拠点の形成						重点事業	ネットワーク型コンパクトシティの実現において、中心市街地の活性化は本市の中枢性 を高めるうえで重要な役割を担うことから、市街地再開発事業や宇都宮駅周辺地区の整 備事業を推進し、機能的で魅力ある都市拠点の形成に取組む。		
							見直し事業	これまで、都市拠点や地域拠点等の形成を図るため、事業進捗率の向上に力点をおき事業化に向けた専門家の派遣や負担金事業等による支援を行ってきた。今後は、既存ストックの有効活用や維持管理、運営を効率的に行うため、地域間競争を促し、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させる仕組みを、住民・民間事業者・地権者等による主体的なまちづくり活動を通して行う必要があることから、新たなまちづくりに対する支援の手法について検討していく必要がある。		
		市民1人当たりの公園面積(㎡/人)	_	10.48	10.46	100.2%	総論	河内総合運動公園整備事業の早期完了等,計画的かつ積極的な取り組みにより,十分な成果を上げている。今後も,本市を取り巻く環境の変化に対応しながら,市民に親しまれる魅力ある公園づくりに取り組むことにより,市民満足度のさらなる向上を図る。		
4	緑と憩いの拠点づくりの推進	バリアフリー化公園数(累計)	-		31	48.4%	重点事業	り、社会情勢や市民ニーズ等を把握しながら、「身近な生活圏の公園整備」や「公園の バリアフリー化」などに取り組む。	32.0%	67.0%
				15			見直し事業	バランスのある公園配置の推進を図るとともに、先進都市の事例を参考にその手法について検討する。また、市民協働による管理運営のさらなる推進を図るため、公園愛護会への支援等に努める。		
		「景観形成重点地区等」の指定地区数(地区)	0	2	5	40.0%	総論	今後も、広報・啓発活動を充実させ、市民や事業者の積極的な景観づくりの参加を促し、理解と協力を得ながら、景観形成重点地区等の指定に向けた取り組みを拡大していく必要がある。		
5	都市景観の保全・創出						重点事業	地元住民や事業者との協働により、「活動交付金」や「景観アドバイザー制度」を活用しながら、地域特性に応じた魅力ある景観づくりによって景観形成重点地区の指定に向けた取り組みを進める。	16.7%	48.7%
							見直し事業	広報や出前講座など周知方法を活用し、更なる市民・事業者の都市景観意識の高揚を図る必要がある。		